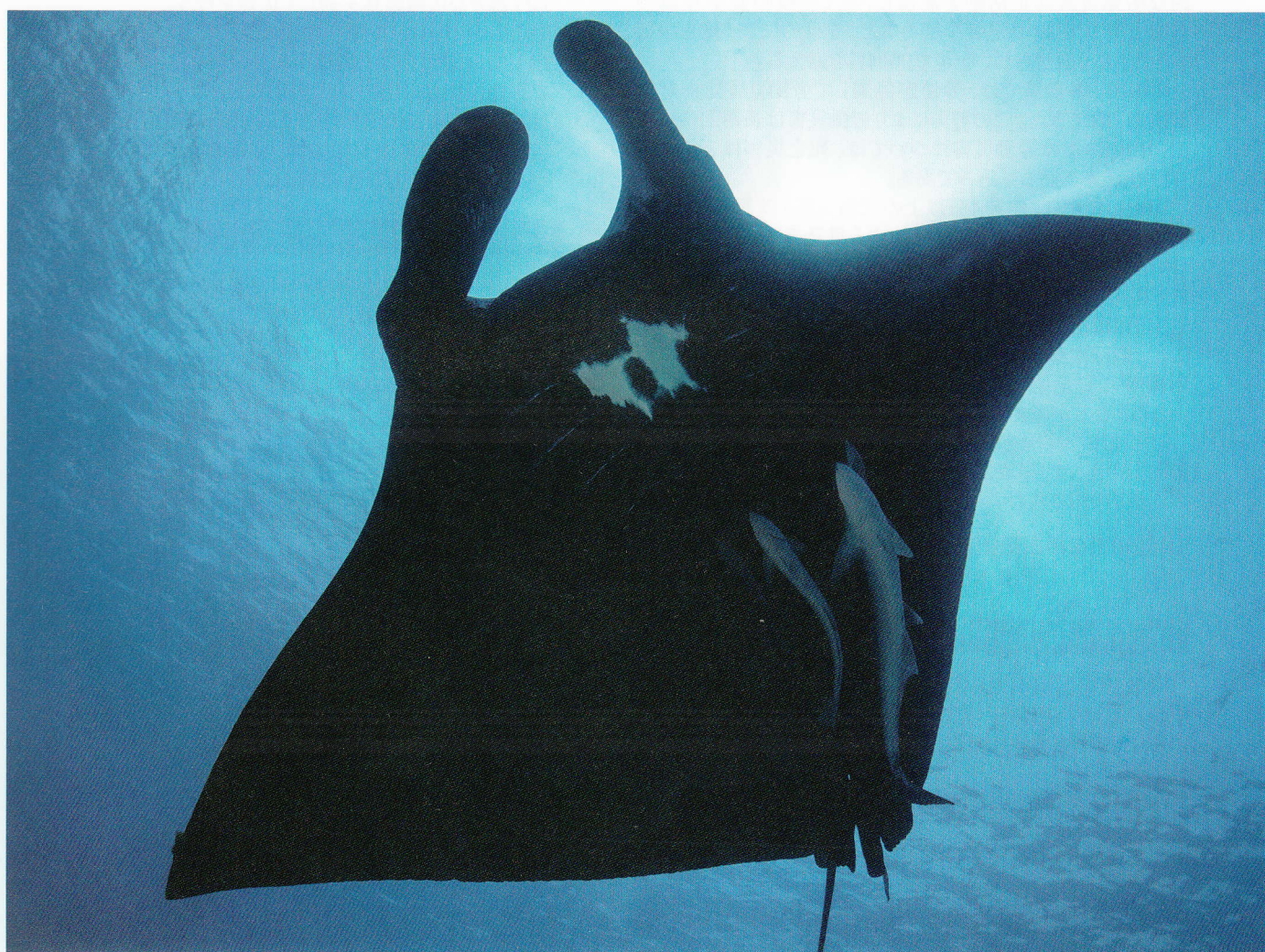


Active Life

アクティブ
ライフ



Vol.106
2017.7
[JUL]



平成29年度全国安全週間実施要綱	2
診療所長講話	3
事業所紹介「株式会社 ティラド」	4
労働安全衛生に係る一部改正	5
検査のお話	6
ストレスチェックがバージョンアップしました！	7
フレッシュ職員紹介	
健康一口メモ・編集後記	8

『近い!近いっ!!』

撮影場所:ニューカレドニア
写真提供:尾土井 悠氏

■ 認定・登録・指定等

- プライバシーマーク認定 (認定番号 第14200003)
- 日本総合健診医学会認定「優良総合健診施設」(認定 第368号)
- 品質マネジメントシステム「ISO9001」認証(滋賀保健研究センター診療所)(登録番号:3711JICQA)
- 労働衛生サービス機能評価機構(認定 第1号) ● 日本消化器がん検診学会認定指導施設(第127号)
- 労災保険二次健康診断等給付指定医療機関(労災指定番号:2512645)
- エコアクション21認証(登録番号 0003711) ● 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等契約機関

過年であれば、初夏と言っていた、5月、6月もここ最近では、うだるような暑さの日があり、桜の季節が終わるともう夏というのが近頃の傾向のように思います。この、地球温暖化?と日本の高齢化に伴い、熱中症の発生リスクは非常に高まっています。水分、ミネラルをしっかり補給しながら、日差しを避けて、熱中症を予防しましょう。写真のようにマンタがいつも日差しを遮ってくれたらなあ…まるで、飛行機が頭上をかすめるように通って行ったマンタでした。



一般財団法人 Health check for Healthy life

滋賀保健研究センター

財団本部 〒520-2304 滋賀県野洲市永原上町664
TEL 077-587-3588 FAX 077-587-5441
URL <http://www.shrc.or.jp> E-mail: info@shrc.or.jp

伊賀営業所 〒518-0007 三重県伊賀市服部町341-1
TEL 0595-22-8107 FAX 0595-22-8109

全国安全週間

平成29年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で90回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成28年の労働災害については、死亡災害は2年連続で1,000人を下回る見込みである。

しかしながら、休業4日以上死傷災害（以下単に「死傷災害」という。）は前年より増加する見込みで、死亡災害についても平成28年11月から平成29年2月まで4か月連続で前年同月を上回っている状況である。これらの要因としては、基本的な安全管理の取り組みが労働者に徹底されていないこと、第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成29年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動
未来へつなげよう安全文化**

2 期 間

平成29年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成29年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

①～⑥省略

(2) 継続的に実施する事項

①安全衛生活動の推進

- ア 安全衛生管理体制の確立
- イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ウ 自主的な安全衛生活動の促進
- エ リスクアセスメントの普及促進
- オ その他の取り組み

上記ア～オの詳細（ア）～（エ）省略

②業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- ウ 製造業における労働災害防止対策
- エ 建設業における労働災害防止対策
- オ 林業災害防止対策

上記ア～オの詳細（ア）～（オ）省略

③業種横断的な労働災害防止対策

- ア 転倒災害防止対策（STOP! 転倒災害プロジェクト）
- イ 交通労働災害防止対策
- ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
- エ 熱中症予防対策（STOP! 熱中症クールワークキャンペーン）

上記ア～オの詳細（ア）～（オ）省略

※上記の省略箇所の内容については厚生労働省HPを参照して下さい。

診療所長講話

受動喫煙防止法の制定を巡って

診療所長 安田 斎



世界保健機関 (WHO) の報告では、世界で毎年60万人が他人の煙草の煙を吸わされる受動喫煙により死亡しており、国内の死亡者は年1万5千人と推計されている。2020年には、東京オリンピックが開催されるが、国際オリンピック委員会 (IOC) とWHOは、「煙草のないオリンピック」を推進しており、開催地は受動喫煙防止策を講じてきた。わが国の健康増進法 (2003) には受動喫煙対策が盛り込まれているが、努力義務にとどまっており、公共の場を屋内全面禁煙とする法律を施行する国が49カ国 (2014年末時点) に達する現在、日本の対策は「世界最低レベル」と指摘されている。この4月上旬、来日中のWHO幹部が、塩崎厚労相にオリンピック中の屋内完全禁煙を要請したという。

厚労省は、努力義務ではなく実効性の高い制度をめざすとして、学校や医療機関には敷地内禁煙、官公庁などの公共施設には建物内禁煙を課し、飲食店や職場のオフィスなどには原則建物内禁煙で建物の規模により喫煙室を許可する内容の法案を公表したが、喫煙との関係が深い飲食店経営者にとっては死活問題であり抵抗は大きい。さらに、自民党は、「喫煙を愉しむ」のは国民の権利だとして禁煙ではなく分煙を推進。飲食店は禁煙・分煙・喫煙から自由を選んで表示する「対案」を呈示して、厚労省案を認めず、厚労省案の後退は必至の状況になっている。

さて、受動喫煙は本当に健康に悪いのか？ 一歩踏み込んで、受動喫煙の害には科学的根拠があるのか？ 受動喫煙と肺がんの関連については、1981年に国立がんセンターが世界で初めて報告した。その後、世界中で動物実験、環境科学研究、疫学研究が蓄積され、2004年に国際がん研究機関が、「環境たばこ煙」の発がん性を認めるに至った。一方、国際的な疫学研究も多数報告され、21の統合的研究 (メタアナリシス研究) によって、国際的には、受動喫煙の肺がんへの関与は確実視されている (政治的立場も絡み否定的見解も一部には存在する)。わが国では、個々の疫学研究は小規模のため有意な関連性を示さないものも多かったが、昨年 (2016)、国立がんセンターが、日本人についての受動喫煙と肺がんとの関連について、426研究から厳選した9研究のメタアナリシス解析で、肺がんになるリスクが1.3倍であることを報告。同時に受動喫煙のリスク評価を、今までの「ほぼ確実」から「確実」 (因果関係を推定するのに十分な科学的根拠がある) に引き上げた。リスク1.3倍は、上記の国際的研究から得られた数字とほぼ一致する。

さらに注意すべきは、肺がんのみならず、虚血性肺疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群、鼻腔・副鼻腔がんに対するリスクが、肺がんリスクと同じレベルの「確実」になることが明らかにされた。「ほぼ確実」レベルまで範囲を広げると気管支喘息、慢性閉塞性肺疾患、乳がんなどをも含むという。海外では、全面禁煙が法制化されたあと、心筋梗塞や脳卒中などが減少したとの報告もある。これらの事実は、健康事業に携わる者として心に刻んで置くべき情報と思われる。



事業所紹介



株式会社ティラド
滋賀製作所

地球環境を配慮した
世界No.1 熱交換システムメーカー
を目指して

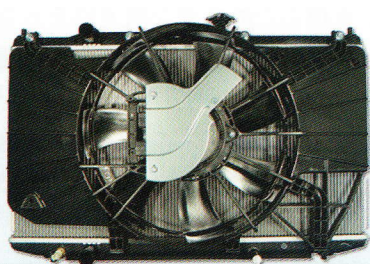
**ティラドは地球環境を配慮した
熱交換器の製造・販売を通じて社会の進歩に貢献します。**

◆会社概要◆

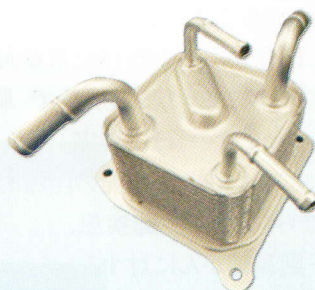
U R L <http://www.trad.co.jp>
本 社 東京都渋谷区代々木3丁目25番3号
 TEL (03) 3373-1101 (代表)
滋賀製作所 滋賀県東近江市五智町297番地
 TEL (0748) 22-4611 (代表)
設 立 1936年(昭和11年) 11月11日
代表取締役 嘉納 裕躬
資 本 金 85億4,564万円
従 業 員 数 連結 3,707名 [2016年12月31日現在]
事 業 内 容 1.自動車用、建設・産業機械用、空調機器用、
 分散型発電機用、その他の各種熱交換器の製造及び販売
 2.自動車及びその他の機械用部品の製造及び販売
 3.環境関連機器の研究・開発および製造・販売

株式会社ティラドは、1936年創業の熱交換器の専門メーカーです。今日まで、当社独自の技術力・革新的な商品をベースに、国内外のお客様のご要望にお応えしてまいりました。

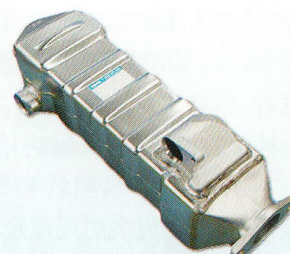
近年では、地球環境に貢献する商品としてEGR(排気ガス再循環)クーラや燃料電池用熱交換器、ハイブリッド車用熱交換器などの量産も行っております。



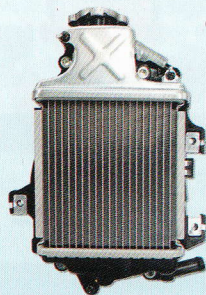
ハイブリッド車用熱交換器(ラジエータ)



乗用車用熱交換器
(エンジンオイルクーラ)



トラック用熱交換器
(EGRクーラ)



スクーター用熱交換器(ラジエータ)

当社では滋賀保健研究センター様に定期健診、特殊検診、雇入れ健診、人間ドック、作業環境測定など、様々な場面でご協力をいただいております。また、日常的に細やかなサポートをいただけるのみならず、時には専門家のアドバイスもいただくことができ、従業員の健康管理に大きく貢献してもらっています。

労働安全衛生に係る一部改正について

平成29年6月1日施行

1. 産業医制度等に係る省令改正

現 行

現在、労働安全衛生法令では、以下を義務付けている。

- 産業医は、少なくとも**毎月一回作業場等を巡視**し、労働者の健康障害防止のために必要な措置を講ずる。(労働安全衛生規則第15条)
- 事業者は、健康診断の結果、**異常の所見があると診断された労働者**について、当該労働者の健康保持に必要な措置について、**医師等からの意見を聴取**する。(労働安全衛生法第66条の4、労働安全衛生規則第51条の2ほか8省令8条文)
- 事業者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が**1月当たり100時間を超える労働者**について、当該労働者からの申出に基づいて**医師による面接指導**を行う。(労働安全衛生法第66条の8、労働安全衛生規則第52条の2)

改正の内容

産業医の定期巡視の頻度の見直し

(労働安全衛生規則第15条関係)

少なくとも毎月1回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、**事業者から毎月1回以上産業医に所定の情報が提供されている場合**であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の**巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とすることを可能とする**。

1 衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果

2 1に掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供

(労働安全衛生規則第51条の2ほか8省令8条文関係)

事業者は、各種健康診断の有所見者について医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる**労働者の業務に関する情報**を**当該医師等から求められたときは、これを提供しなければならない**こととする。

長時間労働者に関する情報の産業医への提供

(労働安全衛生規則第52条の2関係)

事業者は、毎月1回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が**1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない**ものとする。

2. 特定化学物質障害予防規則等の改正

改正の趣旨

三酸化二アンチモンについて、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

物質名：**三酸化二アンチモン**

政 令：◆ 特定化学物質(第2類物質)に追加

①作業主任者の選任 ②作業環境測定の実施及び ③特殊健康診断の実施の義務付け

◆ 配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等

特化則：◆ 物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「管理第2類物質」に追加

※「樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」については特化則の適用を除外

局所排気装置の設置、容器の使用、作業・貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け

◆ 作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任

◆ 特殊健康診断(配置転換後のものを含む。)の項目を設定

◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加)

◆ 三酸化二アンチモンの製造、取扱作業における、特殊な作業の管理を規定

※詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

検査のお話

p53抗体とエラスターゼについて

臨床検査技師 山田 祐作



皆さんの健康意識が高くなり、検査に関して多くの知識をお持ちだと思います。その中で腫瘍マーカーに関する知識も多かれ少なかれお持ちかと思いますが、今回は腫瘍マーカーの1つp53抗体とエラスターゼの特徴についてお話させていただきます。

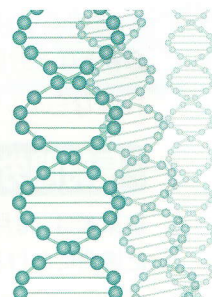
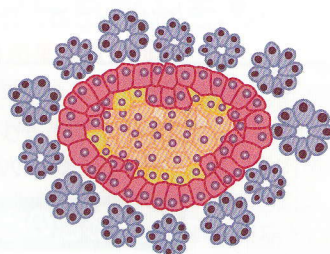
p53抗体

p53抗体とはp53遺伝子という、がん発生を抑制している遺伝子に対する抗体で、p53遺伝子に突然変異が起こり、がん発生を抑制できなくなった時に発生します。つまりがんが発生したときに出現します。

従来の腫瘍マーカーは、早期のがんでは陰性であることがありましたが、このp53は微量ながん細胞でも検出できる可能性が高いのが特徴で、早期がんにも有用な腫瘍マーカーといわれています。

p53抗体は、食道がん、肺がん、乳がん、肝臓がんなど様々ながんに反応します。

ただし、数値が高いとがんの可能性が疑われますが、特異性（がんが疑われる臓器の特定）は高くないため、他の腫瘍マーカー（CEA、CA-125、CA15-5等）との組み合わせを推奨します。



エラスターゼ

エラスターゼは膵臓が産生している酵素の1種です。エラスターゼにはエラスターゼ1とエラスターゼ2がありますが、血液に含まれているのは圧倒的にエラスターゼ1の方です。

エラスターゼ1は早期の膵臓がん反応して数値が上昇するため、膵臓がんのスクリーニングに有用です。

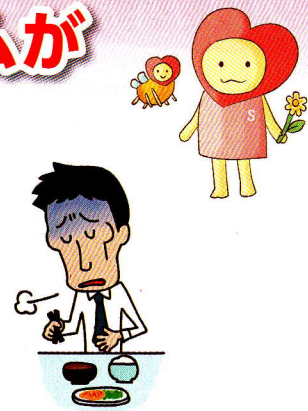
しかしがんを発症してもエラスターゼ1の産生低下で血中濃度が上昇しない例や急性膵炎や慢性膵炎でも高値を示す場合がありますので、CA19-9や超音波検査等の画像検査を併せて受けられることをお勧めします。

当財団でも今回ご紹介した腫瘍マーカーを
オプション検査として実施しております。
是非ご利用ください。



ストレスチェック処理システムがバージョンアップされました

ストレスチェック制度が2015年12月に施行されてから約1年半が経ちました。滋賀保健では(公社)全国労働衛生団体連合会(以下、全衛連)が提供しているシステムを導入し、年間約4万5千人の方々の方々のストレスチェックを実施させていただきました。今年度、その全衛連ストレスチェック処理システムが5月にバージョンアップされました。バージョンアップによる主な変更点をご紹介します。



高ストレスの判定機能に【その2】標準化得点法が追加

労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアルでは、高ストレス者選定方法として【その1】簡易採点法と【その2】標準化得点法が記されています。バージョンアップ前においては、【その1】簡易採点法での選定となっておりますが、今回、【その2】標準化得点法が追加され、どちらかの方法を選んで選定するようになりました。

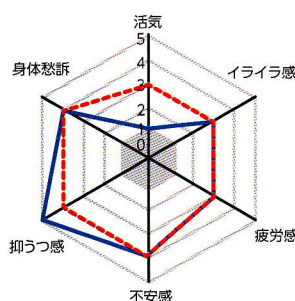
※前回結果は同じ選定方法で計算された結果を出力するため、選定方法を変更された場合は前回結果が表示されません。

【その1】簡易採点法 …… 調査票の各質問項目への回答の点数を、単純に合計して得られる評価点を基準に用います。

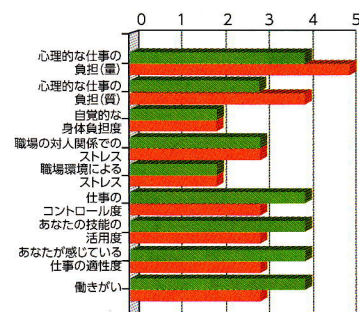
【その2】標準化得点法 …… 調査票の各質問項目への回答の点数を、素点換算表により尺度ごとの5段階評価(ストレスの高い方が1点、低い方が5点)に換算し、その評価点の合計点(または平均点)を基準に用います。

各結果票のレーダーチャートを棒グラフに変更

バージョンアップ前の「ストレスチェック結果報告書」や「保健スタッフ用レポート」に表示されていたレーダーチャートが棒グラフに変更されました。レーダーチャートでは、数値が小さい程ストレス度が高い値となっておりますが、棒グラフでは数値が高い程ストレス度が高い値となります(レーダーチャートと同様に判定不能は0点となります)。



バージョンアップ前



バージョンアップ後

業種別平均の表示を追加

全衛連ストレスチェック処理システムは全国の全衛連会員機関で導入されています。昨年度、全国の全衛連ストレスチェック処理システムの回答情報(個人が識別できないよう匿名化されたデータ)を全衛連が集計を行い(約83万件)、算出された平均値が表示されます。

		高い			やや高い			普通			やや低い			低い		
		全国	業種	貴社	全国	業種	貴社	全国	業種	貴社	全国	業種	貴社	全国	業種	貴社
仕事の負担(量)	%	7.0	7.8	0.0	17.8	21.8	11.3	37.7	37.9	39.6	25.1	21.8	32.1	12.4	10.7	17.0
仕事の負担(質)	%	4.9	6.6	0.0	21.3	24.9	26.4	40.6	40.3	32.1	24.8	20.9	26.4	8.4	7.3	15.1
身体の負担度	%	17.3	23.8	18.9	28.1	30.4	30.2	32.5	28.0	37.7	22.1	17.8	13.2	-	-	0.0
職場の対人関係	%	6.1	6.8	5.7	21.9	20.2	24.5	43.4	42.6	34.0	22.3	23.3	30.2	6.3	7.2	5.7
職場環境	%	15.0	8.0	22.6	24.4	17.9	30.2	35.9	41.9	28.3	24.7	32.2	9.4	-	-	9.4



2017年度 フレッシュ職員紹介

業務部I課



総務部システム課

若さを生かし皆様の健康管理のお力になれるよう努めていきます。

私たちは、人々の健康に貢献できるよう精一杯努めていきます。

健康管理部 臨床検査技師



健康管理部 保健師

感謝の気持ちと笑顔を大切に頑張ります。よろしくお願いします。



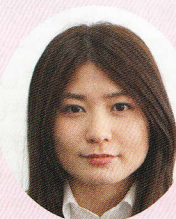
1日でも早く仕事をおぼえ、一人前に検査ができるよう頑張ります。

健康管理部 診療放射線技師



和衷共同を心がけ一意専心・粉骨砕身の覚悟で頑張ります。

健康管理部 健診アシスタント



笑顔を絶やさず、多くのことを経験し成長していきます。

頑張ります!!



健康一口メモ

「食中毒」は一年中発生する可能性があります。気温と湿度が上昇する梅雨から夏場にかけては細菌が繁殖しやすく、特に注意が必要です。食中毒防止の基本は原因菌を、①つけない ②増やさない ③死滅させるです。具体的には、①手洗いの励行、生の肉魚と生で食べる食物を接触させない、調理器具を分ける。②食品は冷蔵庫で保管し、冷凍食品の解凍には電子レンジを用いる。③食品の中心が75℃以上で1分以上加熱されるよう十分火を通す、調理器具を消毒することがポイントです。他には少しでもおかしいと感じたら思い切って捨てる、作りすぎによる残り物を出さない、新鮮な食品を買う等の注意も大切です。

保健師 安代 晋吾



編集後記

少しずつ暑くなり夏を感じさせる季節となりました。近年地球温暖化も進み、気温が高くなっている傾向が見られます。日差しも強くなりいよいよ夏がやってきますが、その前に気をつけておきたいのが熱中症です。特にこの梅雨明け前は湿度が高く、汗をかいても蒸発しにくくなり、体温を下げる効果を弱めてしまいます。体に熱がこもりやすくなるので注意が必要です。

熱中症になる前に、水分補給はよく言われていますが、汗で失われた塩分も補給することが大切です。しっかりと体調を整えて、真夏に向けた体づくりを始めていきましょう。

システム課 高木 諭

